

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

市民が明るく豊かな生活を実現するためには、生活の一部にスポーツを取り入れ、生涯にわたって楽しむことがこれまでもまして重要になっています。スポーツは「する」だけでなく、「みる」「支える」など、かかわり方が多様化してきています。また、子どもの心身の発育や発達に必要な体力・運動能力の低下や生活習慣病など健康面への諸問題に対して、スポーツのもつ心身両面にわたる効果が期待されています。

こうした中で、市民一人ひとりが目的に応じて、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現が求められており、この実現のためには、多様化した課題やニーズに対して、積極的に対応するとともに、総合的に取り組む必要があります。

こうしたことから、生涯スポーツ社会とスポーツ先進都市の実現に向けたスポーツ環境の整備を推進するため、赤穂市スポーツ推進計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、国のスポーツ基本法に基づく「スポーツ基本計画」に掲げられている「生涯スポーツ社会」の実現を踏まえ、「赤穂市新総合計画」及び「赤穂市教育振興基本計画」に示しているスポーツ分野の施策をより具体化するものとして位置づけています。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5年間とします。

4 本計画における「スポーツ」の定義

本計画では、「スポーツ」を幅広く捉え、競技種目だけにとどまらず、散歩やジョギング、レクリエーション、幼児の遊びなど、競技レベルや内容に関係なく身体をつかった運動の全てを含んでいます。

「スポーツ基本計画」

スポーツ基本法に基づき、スポーツに関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたものです。

「赤穂市新総合計画」

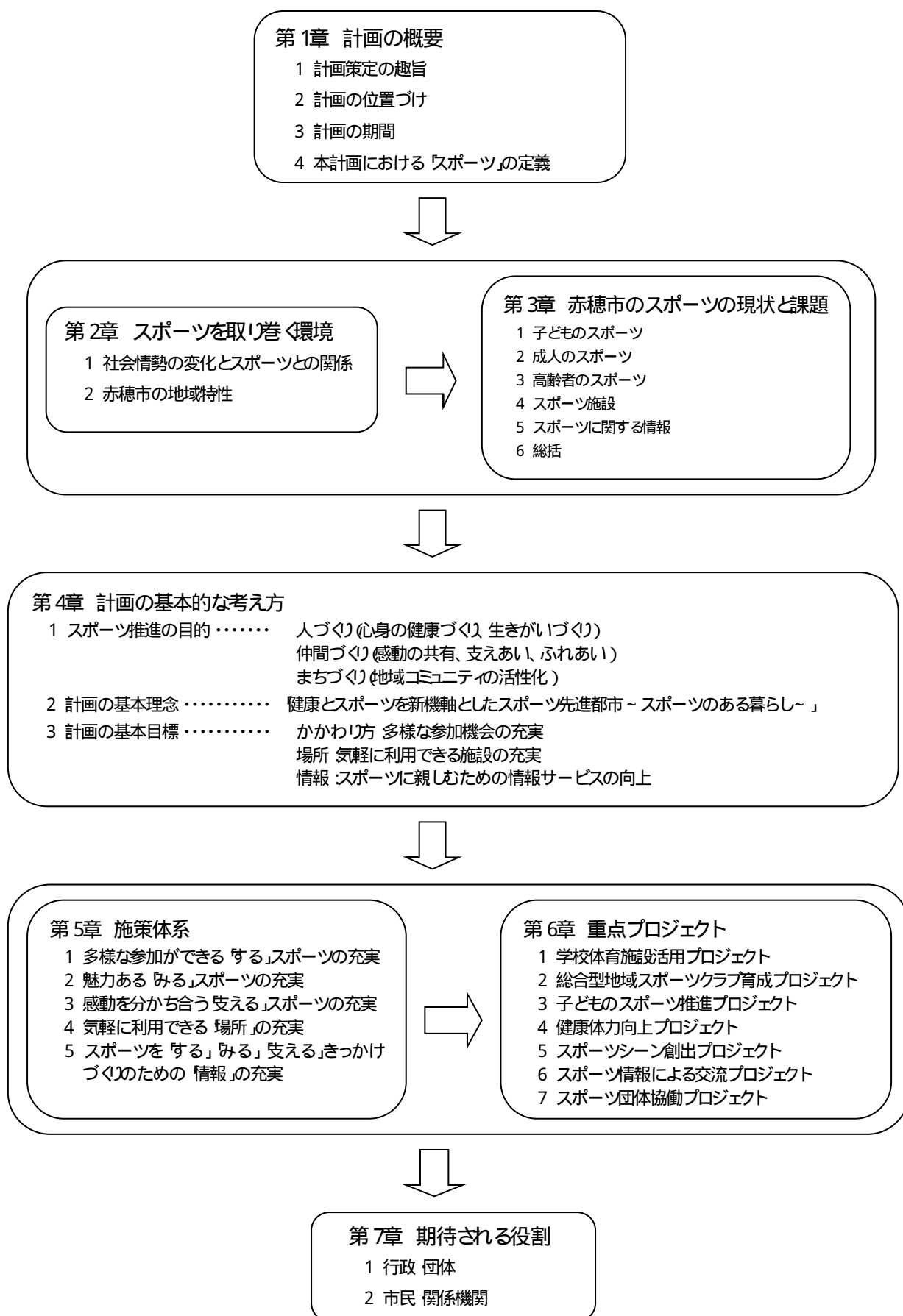
総合計画は、長期的なまちづくりの基本的な方向性を定めたもので、市政運営の指針となるものです。

新総合計画は、前総合計画との継続性に配慮しつつ、新たに平成32年(2020年)を目標年次とし、それに至る10年間を計画期間としています。

「赤穂市教育振興基本計画」

教育基本法、赤穂市総合計画に基づく、赤穂市の教育の中期的な取組の考え方や、具体的な施策を示す基本的な計画のことです。

図表 1 計画の達成図

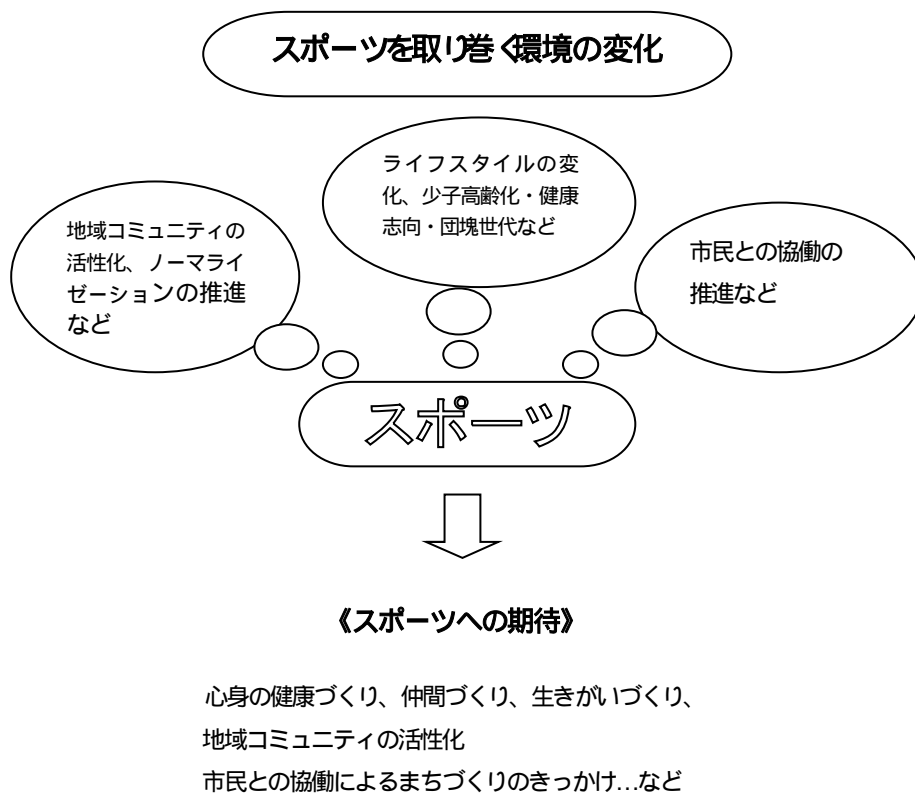


第2章 スポーツを取り巻く環境

1 社会情勢の変化とスポーツとの関係

ライフスタイル の変化や少子高齢化の進展など、社会情勢が大きく変化し、地域コミュニティの活性化、ノーマライゼーション の推進、市民との協働の推進などの取組が求められる中で、こころの豊かさや充実感をもたらしてくれるものとして、スポーツへの関心や期待が高まっています。

図表 2 社会情勢の変化とスポーツとの関係



ライフスタイル

生活の様式・営み方や、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のことです。

ノーマライゼーション

障がいの有無や年齢などにかかわらず、すべての人が同じように生活し、活動することができる社会こそが、本来あるべき姿であるという考え方です。

(1) 地域コミュニティの活性化

都市化の進展にともない、地域の人と人とのつながりが希薄になり、近所づきあいによる相互扶助や地域コミュニティの働きが低下しています。そうした中でスポーツへの参加による交流や連帯感は、地域コミュニティの活性化につながるものとして期待されています。

(2) ノーマライゼーションの推進

ノーマライゼーションの理念の広がりとともに、スポーツのもつ価値は多様化してきています。これからは、スポーツの推進においても、ノーマライゼーションの推進が不可欠になってきます。

(3) ライフスタイルの変化と生活の質の向上

近年、ライフスタイルの変化にともない、市民の価値観やニーズが多様化してきています。その中で、「もの」ではなく「こころ」の豊かさを求める傾向として、週末の過ごし方の変化、健康に気をつかいながらも食事を楽しむライフスタイルなど、生活の質の向上に向けた取組がなされています。その一つとして、スポーツへの関心や期待が高まっています。

(4) 少子高齢化

今後、ますます少子高齢化が進展することから、スポーツを通じて心身ともにたくましい子どもの育成や高齢者の健康の保持増進を図り、活力のある地域社会を築くことが求められています。

(5) 健康志向への対応

健康に対する意識の高まりを受けて、国は「スポーツ基本計画」とともに「健康日本21」を策定し、健康づくり運動の推進により運動を日常生活の中に取り入れようとしています。その中で、スポーツは健康づくりとともに、国民の元気な生活環境づくりに大きな役割を果たしています。

(6) 団塊世代への期待

平成19年をはじめに、団塊の世代が定年を迎え地域に帰ってきます。この世代が充実したセカンドライフを地域で過ごすにあたり、スポーツは共通の趣味となりやすいことから、地域参加へのきっかけとなることが求められます。また、団塊の世代がこれまでに培った経験や知識が、様々なスポーツとのかかわりの中で活用されることも期待されています。

健康日本21

従来の病気の早期発見、早期治療から、健康を増進し発病そのものを予防することを重視した国民健康づくり運動のことです。

団塊の世代

昭和22年から昭和24年の第一次ベビーブーム時代に生まれた世代で、他世代に比較して人数が多いことからいわれています。

セカンドライフ

第2の人生、特に、定年退職後の人生をいいます。

(7) 市民との協働の推進

全国的に行財政改革への取組が進められている中で、NPO やボランティアなどの市民の自主的な活動が活発になっています。こうした活動の中には、スポーツに関するものも多くみられます。多様なニーズや課題に対応し、効果的・効率的な施策を展開するには、行政だけでなく、市民一人ひとりやNPO、スポーツ団体などとの役割分担のもと、連携・協働を進めるとともに、スポーツ推進のための全市的な体制を築くことが求められています。

2 赤穂市の地域特性

本市は、兵庫県の南西部、岡山県との県境に位置し、情報や産業、交通の基盤が充実していることから、県内外の地域との交流や相互の連携が行いやすい立地条件にあります。

市内には、清流千種川や瀬戸内海国立公園など、豊かな自然環境に恵まれているほか、国指定史跡の赤穂城跡や義士ゆかりの史跡が点在する、「人が輝き 自然と歴史・文化が薫るやさしいまち」です。

また、野球場・陸上競技場・テニスコートを備えた城南緑地運動施設や、室内プール・武道館を備えた市民総合体育館をはじめ、少年野球場・サッカー場・ターゲットバードゴルフ場・多目的グラウンドなどを備えた河川敷運動施設や、テニスコート・多目的広場を備えた海浜公園など、多くの公共のスポーツ施設があります。

NPO

Non-Profit Organizationの略で、ボランティア団体や市民活動団体など、利益を目的としない組織や、非営利組織をいいます。



赤穂市民総合体育館

第3章 赤穂市のスポーツの現状と課題

1 子どものスポーツ

本市の子どもは、10年前と比べて、「走る」「投げる」「握力」などの体力・運動能力が低下しています。

子どもの体力低下の問題に対し、これからは、社会全体で子どもの運動機会を確保し、体力の向上を図ることが必要です。そのため、外遊びを奨励しスポーツの楽しさ、重要性を啓発することで、子どものスポーツに対する関心・意欲を高めるとともに、学校だけでなく地域で安心してスポーツを楽しめる環境づくりが必要です。

2 成人のスポーツ

市民のスポーツへの関心や意欲は高いものの、継続的に実施するまでにはいたっていません。その理由として「時間がない」ことが一番にあげられています。市民が継続的にスポーツに親しむようになるためには、個々のライフスタイルに応じた施設の利用方法と多様な参加機会が必要です。

3 高齢者のスポーツ

地域の公園や公共施設を利用して、ゲートボールやグラウンドゴルフなどを楽しむ高齢者が増えています。これからは、スポーツのもつ健康や体力づくりの効果を活かすだけでなく、スポーツが、多様な活動を通じた交流の場として、生きがいづくりにつながる必要があります。

4 スポーツ施設

市民の身近なスポーツの活動拠点として、小学校や中学校の体育施設や地区体育館を開放しています。しかしながら、多くの市民が生活の中にスポーツを定着できずにいます。

これからは、一人でも多くの市民がスポーツを通じた交流や、ライフステージに応じたスポーツの機会を充実するためには、公共スポーツ施設や学校体育施設の効果的・効率的な活用が必要です。また、東備西播定住自立圏域内の公共施設などを利用できるよう整備し、広域的な施設の利用促進を図ることが必要です。

5 スポーツに関する情報

市民のスポーツへの参加意欲を促進するためには、公共スポーツ施設に関するだけでなく、幅広いスポーツ関連情報の提供や、インターネットの活用により容易に情報が入手できる環境づくりが必要です。

6 総括

子ども、成人、高齢者といった年齢層ごとの現状を踏まえた上で、どの世代にも共通していえるのが、スポーツへの参加機会を増やす取組、スポーツの魅力を広く発信する取組、スポーツリーダーやボランティアの養成を推進する取組が必要とされていることです。

また、そうした活動を支えるためには、施設を中心としたスポーツを楽しむ場所の確保・充実への取組、スポーツ活動を支える情報の収集と活用の取組が課題となっています。

図表 3 赤穂市児童の体力・運動能力 比較表

< 男子 >

区 分		50m走 (秒)	反復横とび (点)	ボール投げ (m)	握力 (kg)
4年生	現 在	971	3964	21.77	13.74
	10年前	970	3692	21.75	14.77
5年生	現 在	962	4199	25.80	15.57
	10年前	958	3809	24.82	16.46
6年生	現 在	920	4608	29.70	20.17
	10年前	892	4000	29.92	20.30

< 女子 >

区 分		50m走 (秒)	反復横とび (点)	ボール投げ (m)	握力 (kg)
4年生	現 在	1004	3699	12.12	13.14
	10年前	993		12.77	13.14
5年生	現 在	992	3983	14.57	15.04
	10年前	982		14.37	15.34
6年生	現 在	944	4302	18.33	17.83
	10年前	929		17.29	18.96

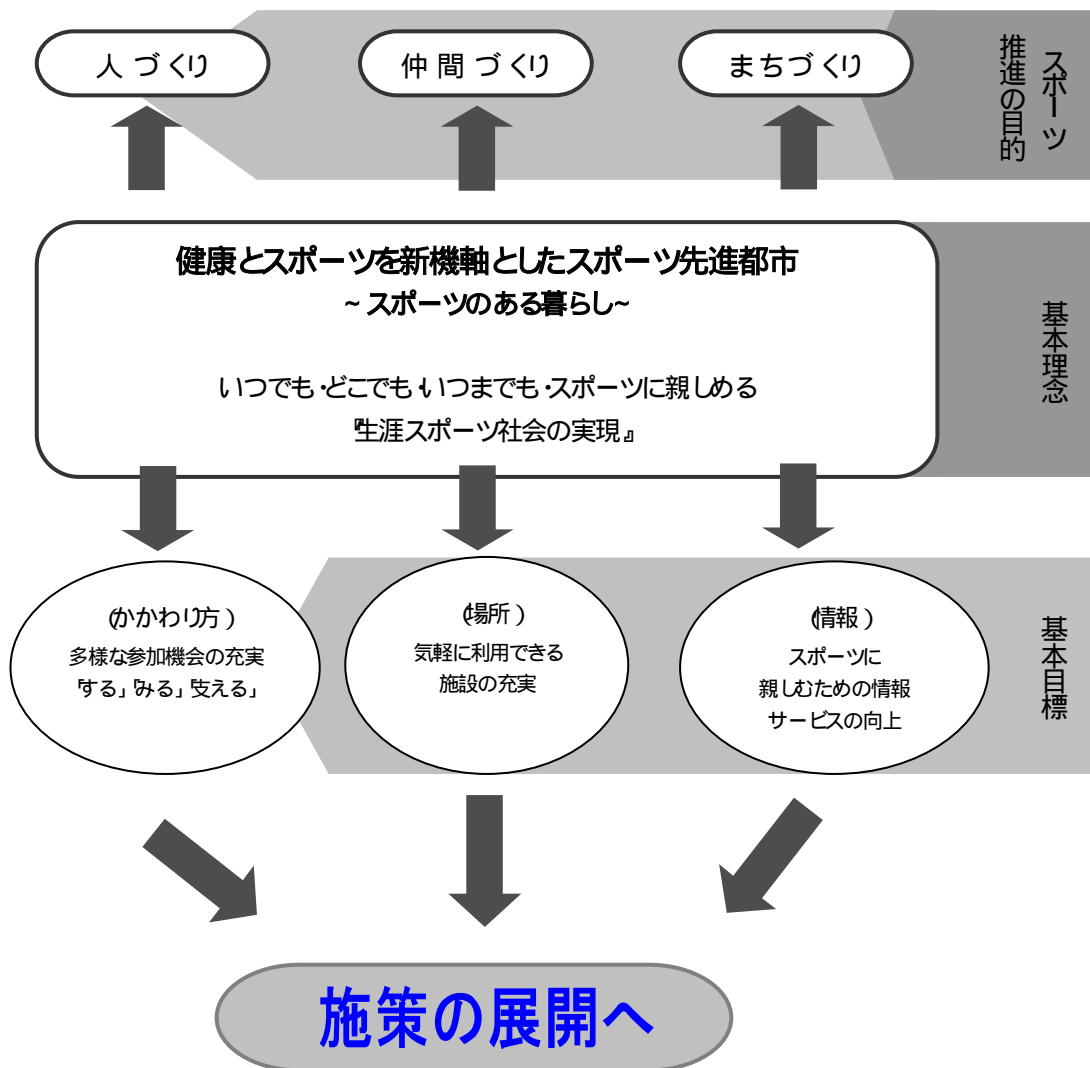
* 10年前は反復横とびを未実施 (垂直とびを実施)

資料 赤穂市統計書

第4章 計画の基本的な考え方

スポーツを取り巻く環境や本市のスポーツの現状と課題を踏まえ、本計画の基本理念を設定します。また、それに基づいた基本目標を掲げ、本計画の施策を展開していきます。以下は、計画全体の基本的な考え方です。

図表 4-1 計画の基本的な考え方



1 スポーツ推進の目的

これからのスポーツ推進は、競技力の向上や健康・体力づくりにとどまらず、生きがいや仲間づくり、地域コミュニティの形成、ひいては、まちづくりに大きく貢献することが期待されています。本計画では、「人づくり」「仲間づくり」「まちづくり」の3つの視点から本市のスポーツ推進の目的を整理します。

人づくり

科学技術の高度化にともない、運動不足による体力低下や生活習慣病の増加と低年齢化が社会問題となっている中、スポーツは、競技力の向上だけでなく心身の両面にわたる健康の保持増進や個人の生きがいづくりに貢献するものとして期待されるようになってきました。体力は、人間のあらゆる活動の源であり、意欲や気力の充実に大きくかかわっていることから、スポーツによる元気な人づくりが求められます。

心身の健康づくり、生きがいづくり

仲間づくり

情報化の進展にともない、対面でのコミュニケーションが不足がちになり、他者とのかかわり方に様々な問題が生じています。そのような問題に対し、スポーツは、感動を共有したり、支えあったりすることで、家族、友人、仲間との絆を深めていきかけとなることが期待されます。

感動の共有、支えあい、ふれあい

まちづくり

都市化の進展にともない、人と人とのつながりが希薄化する中で、「する」「みる」「支える」といった多様なかかわり方ができるスポーツは、地域コミュニティの活性化につながるものとして期待されます。

地域コミュニティの活性化

2 計画の基本理念

本市におけるスポーツ推進の目的を踏まえ、全ての市民が様々なかたちでスポーツに親しむことができるように、本市のスポーツ文化を育む考え方として、「健康とスポーツを新機軸としたスポーツ先進都市～スポーツのある暮らし～」を基本理念とします。

図表 4-2 計画の基本理念

健康とスポーツを新機軸とした
スポーツ先進都市
～スポーツのある暮らし～

この基本理念には、「健康寿命80歳」をスローガンに、市民のすべてが生涯を通じてスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康な生活を送ることのできるスポーツ先進都市を実現していく思いが込められています。

3 計画の基本目標

計画の基本理念に示した本市のめざす生涯スポーツ社会を実現するため、「かかわり方」「場所」「情報」といった3つの視点から基本目標を掲げます。

(1) かかわり方 多様な参加機会の充実

市民一人ひとりが、それぞれのライフステージ、ライフスタイルにあったスポーツを見つけだすことができたときに、はじめてスポーツは生活の中に定着していきます。そのためには、スポーツを「する」だけでなく、「みる」「支える」などの多様なかかわりから、それぞれが自分に合ったスポーツを見つけることが大切です。本計画では、そのような基本的な考え方に沿って、市民が楽しく、気持ち良くスポーツに親しめるように、多様な参加機会の充実を進めていきます。

住な目標指標]

市民のスポーツ実施率(週1回以上)の向上
平成27年度までに、市民の週1回以上のスポーツ実施率
50%をめざします。

(2) 場所 気軽に利用できる施設の充実

生活の中にスポーツを定着させるためには、気軽に利用できるスポーツ施設の充実は欠かせません。そのため、既存施設の有効活用の促進、大学や企業の協力による利用施設の拡充などの環境の整備を進めていきます。

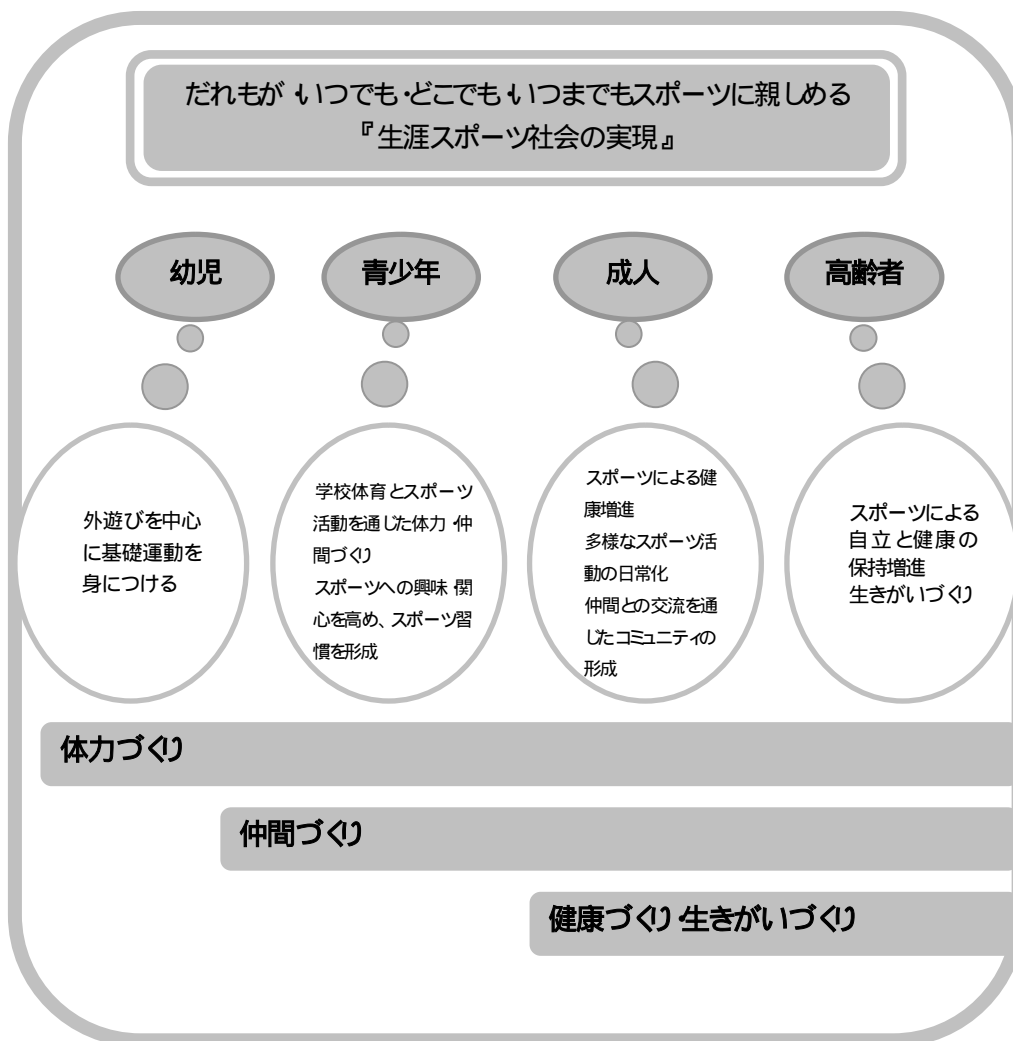
ライフステージ

幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、一生を段階的に区分したものです。

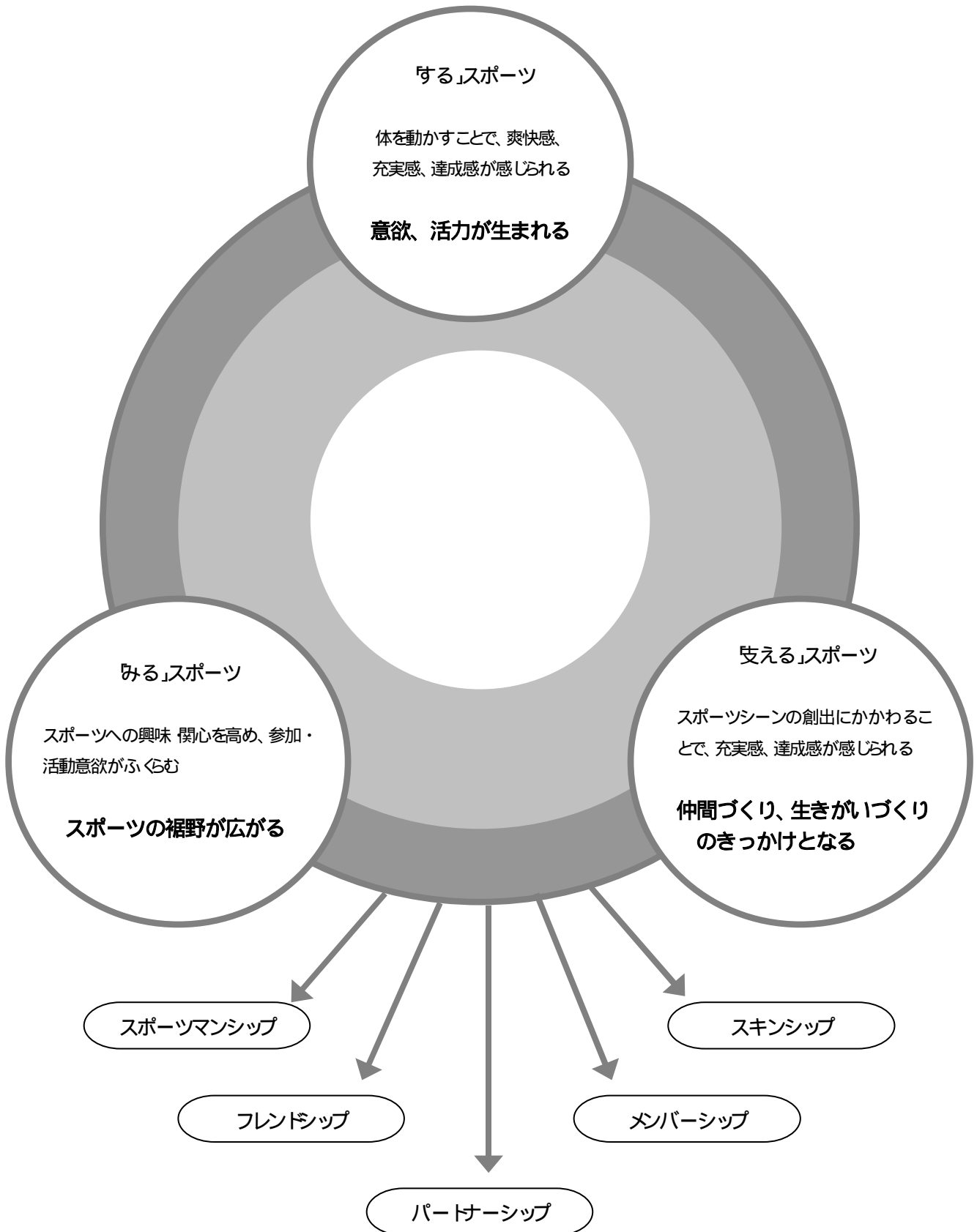
(3) 情報 :スポーツに親しむための情報サービスの向上

生涯スポーツの推進には、市民のニーズに応じた情報の提供は欠かせません。そのため、市民による情報の発信やスポーツ施設への情報コーナーの設置など、情報サービスの充実を進めていきます。また、スポーツの意義や必要性を理解し、自らスポーツに親しむ市民を育成するため、啓発事業にも積極的に取り組んでいきます。

図表 4-3 生涯スポーツ社会のイメージ



図表 4-4 スポーツのかかわり方 イメージ図



第5章 施策体系

施策体系は、前章の基本目標を推進していくために必要な取組を施策構成として整理したものです。本計画では、「多様な参加ができる『する』スポーツの充実」「魅力ある『みる』スポーツの充実」「感動を分かち合う『支える』スポーツの充実」「気軽に利用できる『場所』の充実」「スポーツを『する』『みる』『支える』きっかけづくりのための『情報』の充実」という5つの基本施策に分けて個々の施策を体系化しています。

また、具体的な施策の展開にあたっては、庁内関係部署はもちろんのこと、体育協会などの市民スポーツ団体等との協力・連携を図るとともに、本市のスポーツ推進委員と一体となって取り組んでいきます。

図表 5-1 施策体系

基本施策1 多様な参加ができる「する」スポーツの充実

基本施策2 魅力ある「みる」スポーツの充実

基本施策3 感動を分かち合う「支える」スポーツの充実

基本施策4 気軽に利用できる「場所」の充実

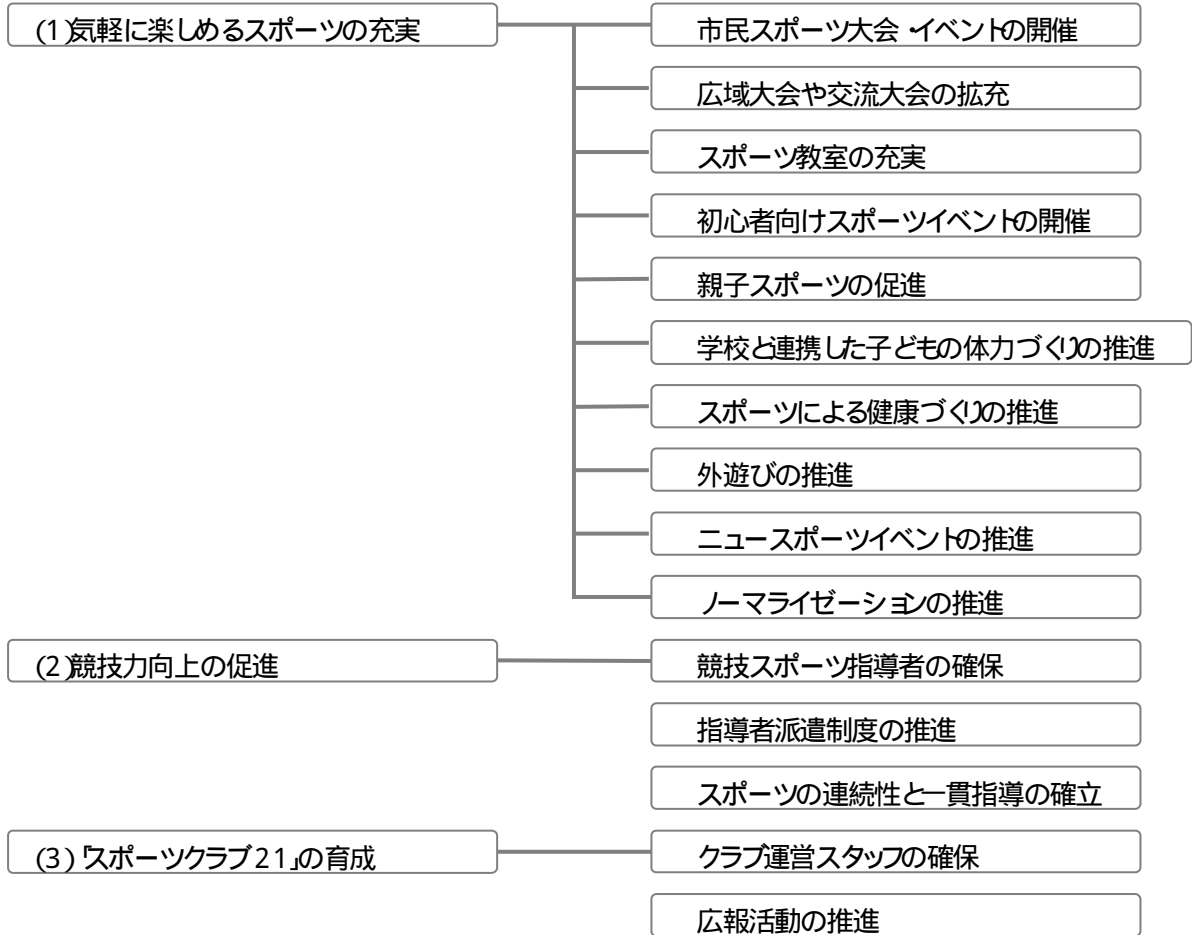
基本施策5 スポーツを「する」「みる」「支える」きっかけづくりのための「情報」の充実

スポーツ推進委員

国のスポーツ基本法に基づき市町村教育委員会が定める非常勤職員で、地域のスポーツ振興を図るため、赤穂市スポーツ推進委員会を組織し、市内各地区でのニュースポーツの推進やスポーツに関する指導助言や、各種イベント等の企画・運営など幅広く活躍しています。

図表 5-2 施策体系図

基本施策1 多様な参加ができる「する」スポーツの充実



基本施策2 魅力ある「みる」スポーツの充実



基本施策3

感動を分かち合う「支える」スポーツの充実



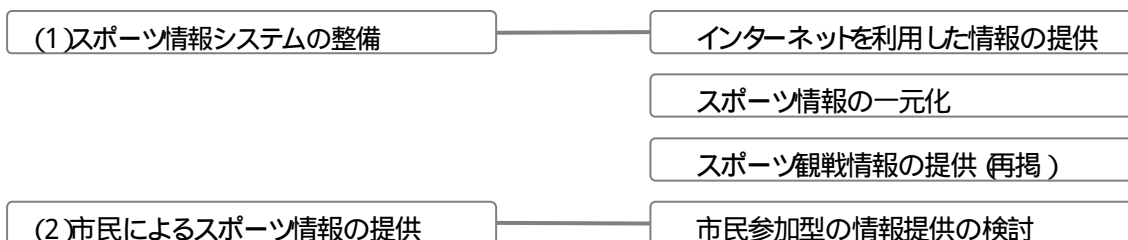
基本施策4

気軽に利用できる「場所」の充実



基本施策5

スポーツを「する」「みる」「支える」きっかけづくりのための「情報」の充実



基本施策 1 多様な参加ができる「する」スポーツの充実

体力は、意欲や気力の充実に大きくかかわっており、「生きる力の源」となる重要なものです。体を動かすことによる爽快感、目標を達成したときの喜びや充実感は、さらなる意欲を駆り立てます。

生活に潤いをもたらすものの一つとして、スポーツが日々の暮らしの中に取り入れられるように、多様な参加機会の拡充を図ります。

～生涯を通じたスポーツ活動の基本的な考え方～

子どものスポーツ

幼児期から少年期にかけての外遊びやスポーツの体験は、心身の健全な育成・発達に大きな影響を与えるとともに、成人後の豊かなスポーツライフを築くための基盤となります。

そのため、外遊びやスポーツの楽しさを広める機会を充実させるとともに、学校、家庭、地域社会が連携してスポーツに親しめる環境の整備に取り組みます。

成人のスポーツ

仕事や子育てなどが生活の中心となっている成人層に対しては、仕事帰りや休日、家事や育児の合間など、個々の生活リズムに合わせたプログラムの提供や施設の利用を促進します。また、生活習慣病予防などの健康・体力づくりプログラムの提供を促進します。

高齢者のスポーツ

高齢者にとって、スポーツは健康や生きがいづくりを推進するものとして重要な役割を果たします。そのため、高齢者の運動能力に合わせたプログラムの提供、体力テストの実施、技術の向上をめざしたイベントなど、参加機会の充実を図ります。

ノーマライゼーションの推進

障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒にできるスポーツの魅力を活かし、様々な人々との相互理解を深める交流事業を開催するなど、スポーツを通じたノーマライゼーションを推進します。

(1) 気軽に楽しめるスポーツの充実

全ての市民が、ライフステージに応じてスポーツを「する」きっかけとなるための取組を推進します。

具体的な施策》

市民スポーツ大会・イベントの開催

市民総合体育祭や赤穂シティマラソン大会など、既存の市民スポーツ大会やイベントの充実を図ります。

広域大会や交流大会の拡充

近畿高等学校剣道選抜大会をはじめ、赤穂義士杯青少年柔道大会・忠臣蔵旗少年剣道大会・坂越湾ジュニアヨットレースなどの広域大会や交流大会の拡充を図ります。

スポーツ教室の充実

スポーツへの参加を促進するため、体育協会や指定管理者などによるスポーツ教室を充実します。

初心者向けのスポーツイベントの開催

誰もが気軽にスポーツを楽しめるように、初心者向けのスポーツイベントとして、スポーツチャレンジDAYや、学校体育施設を活用した地域とのスポーツ交流DAYを検討します。

親子スポーツの促進

子どもの体力づくりと保護者や家族のスポーツへの参加を促進するため、子どもを通じた親子・家族向けのプログラムの提供を促進します。

学校と連携した子どもの体力づくりの推進

小学生の基礎体力と運動能力の向上を図るため、小学校と連携した小学生陸上記録会や水泳記録会を推進します。

スポーツによる健康づくりの推進

健康意識の向上を図るため、体力測定の結果をデータベース化したサービスを提供し、日々の健康・体力づくりを促進するとともに、医療機関や大学のスポーツ研究部門などとの連携によるプログラムの開発、提供を推進します。

外遊びの推進

子どもの運動機会の充実を図るため、放課後のグラウンドを活用したスポーツプログラムを実施します。また、公園や広場などの屋外において楽しめるスポーツを普及・促進します。

ニュースポーツイベントの推進

市民一人ひとりが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる機会の充実に図るため、関係部署と連携してニュースポーツを中心としたスポーツ事業を推進します。

ノーマライゼーションの推進

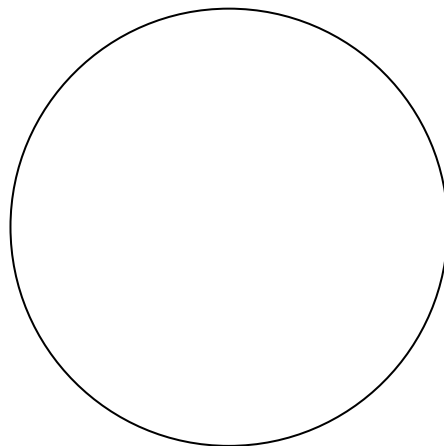
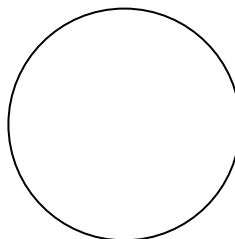
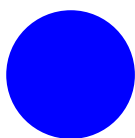
障がいの有無にかかわらず、生涯にわたってスポーツを楽しみ、スポーツを愛するさまざまな人々との交流やイベントなどの機会を推進します。

ニュースポーツ

新しいスポーツというわけではなく、スポーツの原点である「楽しさ」を追求し、年齢や体力に関係なく誰でも楽しむことができるスポーツの総称で、グラウンドゴルフ、インディアカ、ペタンクなどがあります。

住な目標指標]

市民のスポーツ大会参加人数の向上
平成27年度までに、スポーツ大会の参加人数18,000人をめざします。



(2) 競技力向上の促進

身体能力や技術力の向上を目的として、体育協会などが従来から推進してきた競技大会やスポーツ教室を促進するとともに、体育協会や指定管理者の指導者との連携による指導体制の充実を図ります。

具体的な施策》

競技スポーツ指導者の確保

競技力の向上をめざす市民のために、体育協会や指定管理者と連携して層の厚い指導者を確保するとともに、これらの人材を活用した講習会の開催などにより、スポーツ団体指導者のスキルアップを図ります。

指導者派遣制度の推進

指導者や審判など地域のスポーツに携わる人材が、市民や学校、団体などのニーズに応じて活躍できる機会を確保するため、派遣制度の構築に取り組みます。

スポーツの連続性と一貫指導の確立

小学校・中学校・高等学校・大学におけるスポーツの連続性と一貫指導を確立するため、市内の小学校・中学校・高等学校・大学に指導者を派遣し、クラブ活動や部活動の育成・強化を図ります。

住な目標指標]

県大会出場人数及び出場チーム数の向上

平成27年度までに、県大会出場チーム130、出場人数770人をめざします。

(3) 「スポーツクラブ21」の育成

身近な生活圏で気軽にスポーツに親しめる環境として、「スポーツクラブ21」の育成を促進します。そのため、これまでのクラブづくりを踏まえ、スポーツを「する」「みる」「支える」といった多様な参加ができるように、基本理念を確立します。また、クラブが活動する拠点の確保や、クラブ運営のためのスタッフの確保、市民に「スポーツクラブ21」を知ってもらうための広報活動を支援します。

具体的な施策》

クラブ運営スタッフの確保

「スポーツクラブ21」の運営にかかわるスタッフを育成・確保します。

広報活動の推進

「スポーツクラブ21」の認知度を高めることを目的として、パンフレットの発行や配布などの広報活動を推進します。

スキルアップ

技術や能力を向上させること、自分を磨いていくことです。

基本施策2 魅力ある「みる」スポーツの充実

スポーツは「する」だけでなく、観て楽しむこともできます。スポーツとのかかわり方で「みる」ことは誰でも気軽に取り組めることから、スポーツの裾野を広げることにつながっていきます。特に、高いレベルのパフォーマンスは、観る者に感動を与え、スポーツへの関心や意欲を高めます。

そのため、競技団体や企業と連携して、「みる」スポーツの魅力を高めるとともに、高いレベルのスポーツイベントの開催・誘致に努めます。

(1) 観戦スポーツの推進

「みる」スポーツへの取組を促進するためには、市民の関心が高いスポーツイベントが必要です。そのため、競技団体や企業との連携により、高いレベルのスポーツにふれる機会の提供に努めます。

具体的な施策》

スポーツ観戦情報の提供

大規模イベントやトップアスリートが参加する大会だけでなく、市内で開催されるスポーツ大会や市内のチーム・選手などが出場する大会の情報提供を推進します。

スポーツ大会の誘致

体育協会、各種団体と連携して、高いレベルの大会の誘致を検討します。

(2) 魅せる」スポーツの推進

これからは、プロスポーツや大規模イベントばかりでなく、身近なスポーツイベントを魅力あるものとして「魅せる」ことも必要です。そのため、競技場や体育館などの既存のスポーツ施設だけでなく、中心市街地の空間などを活用したイベントの開催を推進します。

具体的な施策》

ストリートイベントの開催

ストリートでのスポーツは、そのエンターテインメント性の高さから、「する」「みる」の両面から人気を集めています。市民のスポーツへの関心を高めるため、競技団体と連携してストリートでのスポーツイベントの開催を推進します。

(3) 魅力あるイベントづくりの推進

スポーツ観戦をより魅力的なものにするためには、試合はもちろんのこと、会場全体が楽しい1時間を過ごせる場所であることが必要です。そのため、会場を盛り上げるための音楽、出演者によるトークショーなどの演出や、観客参加型アトラクションの実施など、魅力あるイベントづくりを推進します。

具体的な施策》

イベントづくり研修会の開催

体育協会・スポーツ推進委員・スポーツ団体や、スポーツやイベントに関心のある一

般市民を対象に、市民の関心を高める魅力あるイベントづくり研修会を開催します。

メディアの活用

スポーツの魅力を引き出すためには、メディアによる盛り上げは欠かせません。地域に密着したメディアとの連携を図り、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ホームページなど、多様な媒体を通じたPRを推進します。

地域資源にふれあうイベントの推進

地区の自然を活かした市民の健康づくりとして「赤穂街並みウォークラリー」などを開催し、健康づくりとともに、地区の自然・歴史などの様々な地域資源にふれあいながら、楽しむことのできるイベントを推進します。

住な目標指標)

地域資源ふれあいイベント参加人数の向上
平成27年度までに、地域資源ふれあいイベント参加人数
160人をめざします。



赤穂街並みポールウォーキング

基本施策3 「感動を分かち合う支える」スポーツの充実

スポーツシーンを支えるスポーツリーダー やスポーツボランティアの存在は、これからのスポーツの推進に欠かせないものです。そのため、研修機会の充実や活動体制の整備により、スポーツリーダーやスポーツボランティアの育成に取り組みます。

(1) スポーツボランティアの育成

スポーツの分野でのボランティア活動を気軽に楽しめる仕組みづくりを推進します。

具体的な施策》

スポーツボランティアの育成

赤穂シティマラソン大会など、スポーツイベントにおけるスタッフや審判、スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブの運営などのボランティアを育成するため、各種講習会を開催します。

活動の場の確保

スポーツボランティアの定期的な活動を推進するため、体育協会、スポーツ推進委員などと連携して幅広い活動の場を確保します。

広報活動の推進

スポーツボランティアの意義や価値、あるいは楽しみ方を知ってもらい、気軽に参加できる活動であることを PRするため、広報宣伝活動を推進します。

(2) スポーツリーダーの育成

多様化するスポーツニーズに対応するため、体育協会、スポーツ推進委員、大学や企業など幅広い人材の活用を促進します。また、指導者としてスポーツに携わることを希望する市民が、学校運動部活動や「スポーツクラブ21」など、様々な場面で活動できる環境を整備します。

具体的な施策》

競技スポーツ指導者の確保 (再掲)

競技力の向上をめざす市民のために、体育協会や指定管理者と連携して層の厚い指導者を確保するとともに、これらの人材を活用した講習会の開催などにより、スポーツ団体指導者のスキルアップを図ります。

スポーツリーダー

スポーツ指導者、または、スポーツの実技などを指導する人で、これからは、スポーツイベントの企画・運営や市民に対するスポーツイベント参加の動機付けなどが求められています。

生涯スポーツ指導者の確保

誰もが気軽にスポーツに親しめるようにするためニュースポーツなどの指導者育成研修会を開催します。

スポーツ推進委員の充実

市民のスポーツニーズを把握するとともに、スポーツ推進委員一人ひとりが、市民のニーズに応じて支援ができるよう、研修会や他団体との指導交流などによるスキルアップを図ります。

大学 企業との連携

市内のスポーツ指導者の指導力の向上を図るため、大学や企業との連携による研修会の開催を検討します。

指導者派遣制度の推進 (再掲)

指導者や審判など地域のスポーツに携わる人材が、市民や学校、団体などのニーズに応じて活躍できる機会を確保するため、派遣制度の構築に取り組みます。

(3) 組織 制度の整備推進

本市のスポーツ推進を効果的に推進するため、スポーツ団体のネットワーク化に取り組みます。また、市民のスポーツに対する意欲や意識の高揚を図るため、奨励制度を検討します。

具体的な施策》

(仮称)スポーツ連絡協議会の設置

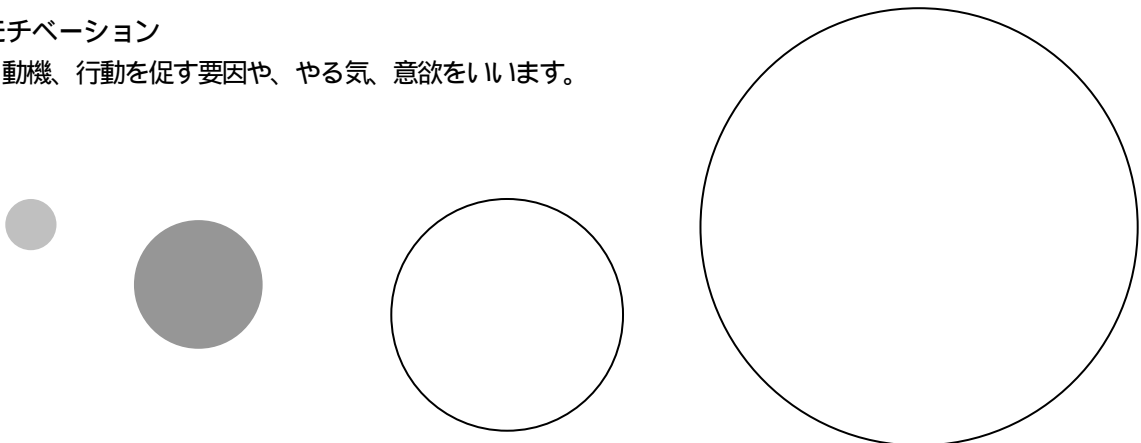
本計画に掲げる施策を効果的・効率的に推進するためには、行政だけでなく、スポーツ団体による協働体制が必要です。そのため、関係者間による情報や意見交換を促進するため、スポーツ関係組織のネットワーク化に取り組みます。

奨励制度の検討

スポーツの分野で活躍するためのモチベーションの向上を図るため、全国大会に出場する選手への支援の充実を図るとともに、スポーツボランティアの活動を讃える奨励制度を検討します。

モチベーション

動機、行動を促す要因や、やる気、意欲をいいます。



基本施策4 気軽に利用できる「場所」の充実

スポーツの習慣化を図るためには、気軽にスポーツに親しむことができる場所の確保が欠かせません。そのため、既存施設の効果的・効率的な運営を促進するとともに、身近な生活圏にある小学校や中学校の学校体育施設開放事業の充実を図ります。また、遊休地や遊休施設、公園、街路、空地などの生活空間を利用した新たな「場」づくりを推進します。

(1) 公共スポーツ施設の有効活用の促進

多様化するスポーツニーズに応えるため、公共スポーツ施設の利便性の向上を図るとともに、効率的な管理運営を促進します。

具体的な施策》

定期的な団体利用の促進

公共スポーツ施設の有効活用と地域スポーツ団体の育成を図るため、定期的な団体利用をさらに促進します。

スポーツ教室の充実 (再掲)

スポーツへの参加を促進するため、体育協会や指定管理者などによるスポーツ教室を開催します。

外遊びの推進 (再掲)

子どもの運動機会の充実を図るため、放課後のグラウンドを活用したスポーツプログラムを実施します。また、公園や広場などの屋外において楽しめるスポーツを普及・促進します。

学校と連携した子どもの体力づくりの推進 (再掲)

小学生の基礎体力と運動能力の向上を図るため、小学校と連携した小学生陸上記録会や水泳記録会を推進します。

(2) 学校体育施設の活用の促進

スポーツに親しめる身近な場所として、小学校や中学校の体育施設開放事業の充実を図ります。

具体的な施策》

学校体育施設開放事業の充実

スポーツニーズの多様化にともなう利用需要に対応するため、開放日や開放時間帯の拡大など、学校運営に支障のない範囲での一層の施設開放を検討します。また、地域のクラブやサークルなどの団体利用だけでなく、個人の利用についても検討します。

管理運営体制の強化

利用情報のネットワーク化や学校関係者の負担とならない管理運営体制を検討します。また、受益者負担の原則に基づく施設利用の有料化や「スポーツクラブ21」の拠点としての活用についても検討します。

主な目標指標)

市内のスポーツ施設利用者数の向上
平成27年度までに、市内のスポーツ施設利用者数
515,000人をめざします。

(3) 身近なスポーツ施設の有効活用

スポーツの場の拡大を図るため、大学や企業のスポーツ施設や身近な生活空間の利用を促進します。

具体的な施策》

大学 企業スポーツ施設の利用促進

大学や企業の保有するスポーツ施設を利用できるよう積極的に働きかけます。また、施設だけでなく大学や企業の優れた人材が広くスポーツ推進に活かされるよう連携体制についても検討します。



市民総合体育祭 入場行進

基本施策5 スポーツを「する」「みる」「支える」きっかけづくりのための「情報」の充実

豊富なスポーツ情報はスポーツへの関心を高めるとともに、スポーツに親しむきっかけづくりとなります。そのため、施設の利用情報のほか、イベント、サークル活動、クラブチームや選手の紹介など、幅広い情報の提供に取り組みます。

(1) スポーツ情報システムの整備

「する」「みる」「支える」など、スポーツへのかかわり方が多様化する中で、求められる情報も多岐にわたってきています。そのため、施設の利用に関することからイベント、サークル活動、健康やスポーツに関する豆知識など、市民のニーズに即した幅広い情報の提供に努めるとともに、インターネットを利用した情報システムの導入を検討します。

具体的な施策》

インターネットを利用した情報の提供

本市のホームページのスポーツに関する情報の充実を図るとともに、多様化するスポーツニーズに応えるため、インターネットを利用したスポーツ情報システムの導入を検討します。

スポーツ情報の一元化

分散しているスポーツ関連情報の一元化した提供を検討します。

スポーツ観戦情報の提供(再掲)

大規模イベントやトップアスリートが参加する大会だけでなく、市内で開催されるスポーツ大会や市内のチーム・選手などが出場する大会の情報提供を推進します。

(2) 市民によるスポーツ情報の提供

スポーツへのかかわり方として、市民自らが情報を提供できる市民参加型の情報提供を検討します。

具体的な施策》

市民参加型の情報提供の検討

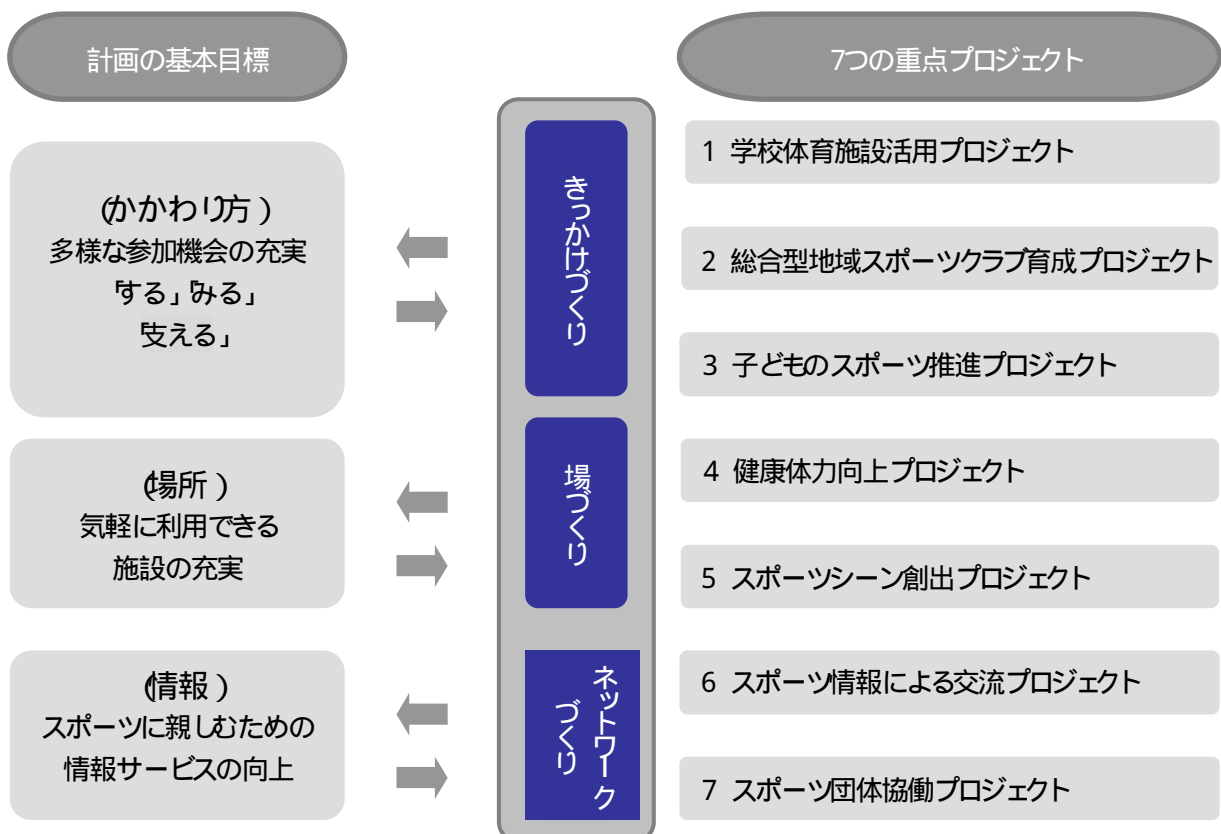
スポーツへのかかわり方として、情報を受け取るだけでなく、レポーター(特派員)や投稿など、市民自らが情報を提供できる市民参加型の情報提供を検討します。

第6章 重点プロジェクト

重点プロジェクトとは、本計画の基本目標を達成するために体系化した5つの基本施策（第5章）の中から、本市として重点的に取り組む内容を掲げたものです。

本計画では、3つの基本目標を達成するため、7つの重点プロジェクトを掲げます。まず、市民のスポーツ活動の場づくりを促進するため、「学校体育施設活用プロジェクト」「総合型地域スポーツクラブ育成プロジェクト」を展開します。次に、市民がスポーツをするきっかけづくりとするため、「子どものスポーツ推進プロジェクト」「健康体力向上プロジェクト」「スポーツシーン創出プロジェクト」を展開します。さらに、市民のスポーツへの興味・関心を促進するため、ネットワークづくりとして「スポーツ情報による交流プロジェクト」を掲げるとともに、これらの施策を効果的に進めるため、「スポーツ団体協働プロジェクト」を展開します。

図表 6-1 重点プロジェクトの位置づけ



1 学校体育施設活用プロジェクト

(1) 目的

身近なスポーツ活動の場の拡大を図るとともに、より地域に開かれたスポーツ施設として学校体育施設の有効活用を促進します。

(2) 具体的な内容

学校体育施設運営組織の創設

市内の小学校や中学校体育施設の夜間・休日などの開放事業を統括的に運営します。組織の一本化により、各学校の利用状況を一元管理することで、施設の公平・効率的な運用を図ります。また、運営経費の確保、公共スポーツ施設利用者との負担の公平性の確保から、受益者負担の原則に基づく施設利用の有料化についても検討します。

学校体育施設利用状況の情報提供

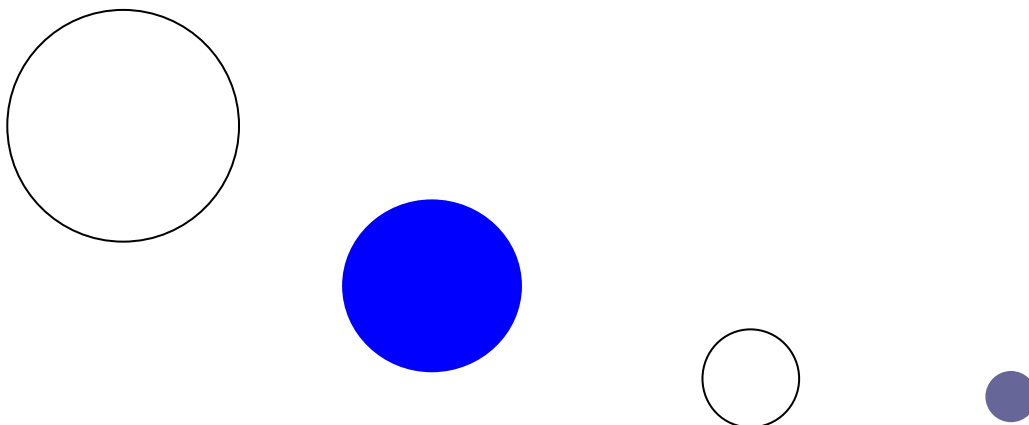
市内の小学校や中学校体育施設の有効活用を図るため、本市のホームページを通じて利用状況の情報提供に努めます。

スポーツ交流 DAYの実施

スポーツによる地域住民の交流を促進するため、日ごろの学校体育施設を利用しているサークル、クラブなどが中心となって交流イベントを開催します。特に活動拠点となる学校の児童・生徒には、家族や仲間との交流を通じてスポーツの楽しさを体験する機会を充実するとともに、地域の高齢者にとってはふれあいの場となるイベントを開催します。

(3) めざすすがた

学校のグラウンドや体育館、テニスコートなどでは、児童・生徒の活動とともに、地域の人々がスポーツを楽しんでいます。また、休日や夜間においても、学校からはスポーツを楽しむ地域の人々のにぎやかな声が聞こえてきます。学校は地域の憩いの場となっています。



2 総合型地域スポーツクラブ育成プロジェクト

(1) 目的

地域の特性を活かしたクラブを育成するため、既存の「スポーツクラブ21」を基盤に大学や企業との連携を図ったクラブ、複数の活動拠点を持つネットワーク型クラブなど、本市の様々な資源を活用しながら総合型地域スポーツクラブづくりを進めます。

(2) 具体的な内容

普及 啓発事業の促進

総合型地域スポーツクラブは、スポーツ活動を通して地域のスポーツ推進はもとより、地域コミュニティの活性化にも寄与することなど、総合型地域スポーツクラブ育成の趣旨や効果をPRするため、様々な普及・啓発事業を促進します。

学校体育施設を活用した拠点の確保 設立団体の育成

総合型地域スポーツクラブの育成にあたって、既存の学校施設開放事業の見直しを図るとともに、(仮称)地区スポーツ協議会を主体とする団体の設立支援に取り組みます。

地域で支える運営体制の実現

スポーツ関係団体をはじめ、地域住民、まちづくり関係団体など、幅広い参画によるクラブの運営体制を構築します。

自主運営にむけた基盤強化

設立後の健全なクラブ運営に向けて、会員確保や活動PRのための広報活動、自主財源の確保、多様なプログラムの提供、指導員の確保など、活動基盤の強化のための支援を検討します。また、市内の大学や企業などによるクラブの支援について検討します。

(3) めざすすがた

小学校や中学校を活動場所として、地域住民の手で運営されている総合型地域スポーツクラブでは、多様なスポーツが行われています。そこでは、一人ひとりが自分に合ったスポーツを楽しみながら、家族や仲間との交流を深めています。総合型地域スポーツクラブは、スポーツを核とした地域住民のふれあいの場として、地域コミュニティを育てています。

3 子どものスポーツ推進プロジェクト

(1) 目的

スポーツライフを充実したものとするためには、幼児期や少年期に体をつかった遊びを多く体験することが大切です。この時期に遊びやスポーツなどの運動習慣を身に付ける経験は、成人後のスポーツの日常化に大きく影響します。そのため、子どもたちのスポーツへの興味、関心、意欲を高めるとともに、体を動かすことの喜びを味わう機会と自由に遊べる環境の整備に取り組みます。

(2) 具体的な内容

外遊びの推進

学校のグラウンドで気軽に楽しめ、「走る」「跳ぶ」「投げる」などの基礎的な運動能力を高めるスポーツを「外遊び」として奨励するとともに、「外遊び」の指導者となる人材を確保・育成します。また、「外遊び」を定着させるため、家族や仲間と気軽に参加できるイベントを実施するなど、スポーツへのきっかけとなる「外遊び」の普及・促進に努めます。

親子スポーツの推進

子どものスポーツへの関心や意欲は、親のスポーツ体験の有無が大きく影響しています。そのため、子どもを取り巻く生活環境や体力の状況を把握するとともに、子どものスポーツへの関心を高めるプログラムの提供に取り組みます。

(3) めざすすがた

学校では、休み時間や放課後に、子どもたちが元気にたくましく、友だちと外で遊んでいます。また、休日のグラウンドや公園では、子どもたちが外遊びを楽しむ姿や親子でスポーツを楽しむ姿を見ることができます。窓の外からは、いつもにぎやかな子どもの声が聞こえてきます。



園庭を元気よく駆け回る幼稚園児

4 健康体力向上プロジェクト

(1) 目的

好きなことを1日でも長く続けるためには、健康な体を維持することが不可欠です。そのためには、市民の一人ひとりが生活の中の行動を意識化するとともに、スポーツの重要性を認識し、日常的にスポーツに親しむことが大切です。福祉部門や保健・医療機関、大学などの研究機関と連携して、市民の健康づくりの支援に取り組みます。

(2) 具体的な内容

健康・スポーツに関する意識の啓発

広報やインターネットを通じて、健康づくりに必要なスポーツに関する情報を提供するほか、セミナー活動の充実を図ることで、健康やスポーツへの意識を啓発するとともに、スポーツへの参加を促進します。

健康づくりのためのスポーツの推進

スポーツによる、疾病の一次予防や介護予防への取組として、福祉部門や保健・医療機関、大学などの研究機関と連携した相談・指導體制の仕組みを検討します。また、個々の体力や運動能力に応じたプログラムやスポーツ教室の提供に努めます。

(3) めざすすがた

市民一人ひとりが、健康や体力に関心をもち、生活の一部にスポーツを取り入れ、心身ともに健康な生活を営んでいます。“今日は階段を登ってみようかな”日常生活の中の行動に運動を心がける意識が広まっています。



赤穂市民総合体育館トレーニングジム

5 スポーツシーン創出プロジェクト

(1) 目的

スポーツの楽しみをより多くの人と共有し、まち全体がスポーツする光景であふれる環境を整備することで、まちの魅力を高めます。

(2) 具体的な内容

デモンストレーション・スポーツの実施

市民のスポーツへの関心や意欲を喚起させるとともに、スポーツの活性化を図るものとして、青少年を中心に人気の高いストリートサッカーやストリートバスケット、陸上競技などを、デモンストレーションとして、人が多く集まる中心市街地などで実施に取り組みます。

スポーツチャレンジDAYの実施

国民の祝日などを「スポーツチャレンジDAY」として設定し、市民の公共スポーツ施設でスポーツ教室や体験型イベントを開催します。また、イベントの開催にあたっては、指定管理者、スポーツ団体との協力、連携により推進します。

市民スポーツの導入

スポーツの活性化を図るため、特に小学校や中学校で取り組みやすく、また、気軽に親しめるスポーツを本市が奨励するスポーツとして導入と定着を図ります。

コンパクトスポーツの普及 促進

フットサル や 3 on 3 はそれぞれ少人数で楽しめることから、「チームやサークルが容易に作れる」「ボールに触れる機会が増える」「施設の有効活用が図られる」などの利点があります。中心市街地などを活用したストリートイベントの開催により、魅せるスポーツとして関心を高めるとともに、様々な空間で楽しめる環境の整備に取り組みます。

(3) めざすすがた

市内のいたる所でスポーツイベントやスポーツ教室が行われ、多くの市民がスポーツを楽しんでいる光景を目にします。また、地域独自のローカルルールのもとニュースポーツやレクリエーションが楽しまれています。そんなスポーツシーンにあふれたまちづくりが進められています。

デモンストレーション・スポーツ

高度な技術を実演して、スポーツのすばらしさと魅力を伝えます。

フットサル

5人制のミニサッカーのことで、ルールはサッカーに準じ、サッカーよりも小さなフィールド、小さなボールでプレーをします。年齢・性別・経験にかかわらず、誰でも手軽に参加できるスポーツとして人気があります。

3 on 3

3人対3人のバスケットのことで、ストリートバスケットともいわれています。バスケットボールのコートの中の半分ほどの広さ、1つのゴールでプレーが可能です。

ローカルルール

特定のグループ、地域で取り入れられている特別なルールで、ゲームを面白くするために独自に考案したものが多くあります。

6 スポーツ情報による交流プロジェクト

(1) 目的

スポーツをやってみたい、レベルアップを図りたい、試合相手を探している、地域のスポーツチームを知りたいなど、多様な市民のスポーツニーズに応えるため、情報提供体制を整備します。

(2) 具体的な内容

スポーツ情報システムの推進

施設の利用に関することから、各種大会のPRや大会結果をはじめ、イベント、サークル活動、健康やスポーツに関する豆知識など、市民のニーズに即した幅広い情報の提供に努めるとともに、インターネットを利用した情報システムの導入を推進します。

市民による情報提供の推進

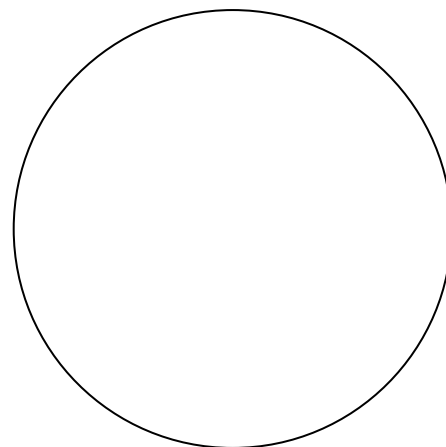
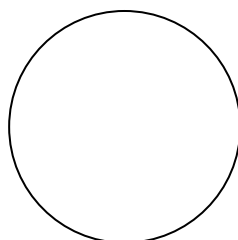
スポーツへのかかわり方として、情報を受け取るだけでなく、レポーター（特派員）や投稿など、市民自らが情報を提供できる市民参加型の情報提供を推進します。

(3) めざすすがた

豊富な情報が簡単に入手できることから、スポーツ情報の検索が日課となっています。そして、人々は手にした情報をもとに、各種スポーツイベントやスポーツ教室に出かけていきます。スポーツへの参加意欲を駆り立てるような魅力ある情報があふれています。

主な目標指標

交流大会の参加人数の向上
平成27年度までに、交流大会の参加チーム370、
参加人数2,600人をめざします。



7 スポーツ団体協働プロジェクト

(1) 目的

本市の特色を活かしたスポーツのまちづくりを推進するためには、既存の市民スポーツ団体間の連携体制は欠かせません。また、市民との協働体制を築くためには、スポーツイベントに対して市民が受け手（参加者）でいるばかりでなく、支える側として積極的に関わることができる環境も必要です。スポーツ活動への新しい参加形態として、（仮称）スポーツサポーターを組織化するとともに、市民スポーツ団体との連携体制の推進を図ります。

(2) 具体的な内容

スポーツ団体の連携体制の促進

多様化するスポーツニーズに応え、より多くの市民のスポーツへの参加を促進するためには、スポーツ団体による効果的・効率的な連携体制が必要です。そこで、体育協会をはじめとする市民スポーツ団体、指定管理者など、スポーツ関係者の連携を確立・強化するため、（仮称）スポーツ連絡協議会の組織化に取り組みます。（仮称）スポーツ連絡協議会は、スポーツイベントの開催、スポーツ団体などの試合の支援、学校体育施設を活用した地域のスポーツ活動の促進に取り組みます。

（仮称）スポーツサポーターの組織化とスポーツ団体との連携

スポーツへのかかわり方として、スポーツボランティアという新しい参加形態が確立しつつあります。本市では、スポーツイベントへの補助的な役割としてだけでなく、スポーツシーンを創造する役割として「（仮称）スポーツサポーター」の組織化に取り組みます。また、体育協会やスポーツ少年団、スポーツ推進委員会などと連携して、活動機会の確保に努めます。

青少年スポーツ団体の育成強化と小学校・中学校・高等学校・大学との連携

小学校・中学校・高等学校・大学の連携によるバスケットボール実技講習の実施、剣道競技の練成大会の開催、親善野球大会の開催、その他の競技に関する推進策を通じて、競技力の向上を図ります。

(3) めざすすがた

体育協会をはじめ、様々な市民スポーツ団体や小学校・中学校・高等学校が連携し、積極的に市民や青少年のスポーツ活動を支援しています。（仮称）スポーツ連絡協議会のもと、プロ、アマチュアの垣根を越え、それぞれの組織や団体が連携・協力してスポーツを盛り上げています。また、スポーツイベント会場にはたくさんの（仮称）スポーツサポーターの姿が見られるなど、市民が多様なかかわり方を通じてスポーツを楽しんでいます。

スポーツサポーター

スポーツを様々な場面で支えるボランティアをいいます。

第7章 期待される役割

本計画に掲げた各施策の推進は、行政のみならず、市民はもちろんのこと、大学・医療機関、スポーツ団体、民間企業など、多様な主体の協働があってはじめて実現できるものです。

今後は、これらの関係機関や団体の役割分担のもと、協働・連携を進めていくとともに、ネットワークの形成に努め、本市のスポーツを推進していきます。

1 行政 団体

(1) 赤穂市

本計画の基本理念「健康とスポーツを新機軸としたスポーツ先進都市」を実現するため、限られた地域の資源を有効活用するとともに、市スポーツ振興課を中心に庁内関係部署及び関係団体と連絡調整を密にし、協働体制による施策を展開します。

(2) 赤穂市スポーツ推進委員会

多様なスポーツニーズに対応するため、指導者としての知識や技術の習得に努めるとともに、地域スポーツの推進役、行政と市民のパイプ役となり、日ごろスポーツをしない人への動機付けや、スポーツの楽しみ方の啓発などを通じて、本計画の施策の実現をめざします。

(3) 赤穂市体育協会等スポーツ団体

スポーツを通じた市民の健康増進と明るい市民生活の実現をめざし、スポーツ大会やスポーツ教室の開催を通じてスポーツの楽しさを提供するとともに、スポーツ情報の提供や指導者の派遣など、市民がスポーツに親しめる機会の充実に努めます。また、各種団体と連携・協力し、スポーツ人口の拡大や習慣化につながる活動を展開します。

(4) 学校園所 (保育所 幼稚園 小学校 中学校 高等学校 大学)

幼児・児童・生徒の体力向上や運動機会を確保するため、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学の一貫指導により、学校体育とスポーツ活動の充実に努めます。また、学校体育施設の開放を促進し、市民の身近なスポーツ活動の場の創出に協力します。

(5) PTA・まちづくり連絡協議会

子どものスポーツ環境の充実と参加意欲の促進を図るため、学校を中心としたスポーツ行事への積極的な参加・協力が期待されます。また、参加しやすいスポーツイベントの開催や、スポーツ活動を通じた地域の防犯活動への支援が期待されます。

2 市民 関係機関

(1) 市民

健康や体力に関心をもち、スポーツ活動に積極的に取り組むことが期待されます。特

に、スポーツを「する」だけでなく、「支える」活動やスポーツを通じた交流活動への参加が期待されます。

(2) 大学 企業

施設の開放、指導者の派遣、各種団体との連携によるスポーツイベントの開催や、スポーツにおける小学校・中学校・高等学校・大学の一貫指導など、保有する資源（施設、人、情報など）の活用が期待されます。

(3) 医療等機関

健康・体力づくりの一つとして、生活の中にスポーツを効果的に取り入れることにより、過度な医療に頼らない、スポーツ先進都市の実現に向けて、全ての市民が健康寿命80歳を達成できるような各施策への協力・支援が期待されます。



第一回赤穂シテイマラソン大会

参 考 资 料

赤穂市スポーツ推進計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 市のスポーツ行政について、今後5年間を見通した目標と基本方針を定める。また、5年間に取り組むべき具体施策について示した「赤穂市スポーツ推進計画」を作成するため、赤穂市スポーツ推進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 検討委員会は、計画策定に係る情報を収集・分析し、素案を作成する。また、教育委員会の要請に応じて、赤穂市のスポーツ推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して、教育委員会に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員18人以内で組織する。

2 検討委員は、スポーツ推進計画に関し、広く高い見識を有する各種団体の代表者や学識経験者による市民代表のうちから教育委員会が委嘱する。

(運営)

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 検討委員の任期は、委嘱をした日から平成24年3月末日までとする。

5 補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討委員の会議は、委員長が招集し議長をつとめる。

(幹事)

第6条 検討委員会に幹事を置き、赤穂市教育委員会事務局職員をもって充てる。

2 幹事は、委員会の所掌事務について委員を補佐する。

(意見聴取)

第7条 検討委員会において必要があると認めるときは、検討委員会の構成委員以外の者を会議に出席を求め、意見又は資料の提出等を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、赤穂市教育委員会スポーツ振興課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成23年10月18日から施行する。

赤穂市スポーツ推進計画検討委員会委員名簿

(平成23年10月18日発足)

職名	氏名	備考
委員長	岩間文雄	学識経験者(関西福祉大学准教授)
委員	中西勝治	赤穂市体育協会(副会長)
委員	山根英樹	赤穂市体育協会(副会長)
委員	鹿島芳明	赤穂市体育協会(理事長)
委員	竹谷英幸	赤穂市体育協会(副理事長)
委員	安原浩一	赤穂市体育協会(副理事長)
委員	涌元雅代	赤穂市スポーツ推進委員会(委員長)
委員	大崎清	赤穂市スポーツ少年団(本部長)
委員	笠木大海	赤穂市スポーツクラブ21連絡協議会(会長)
委員	清水卓蔵	赤穂市スポーツ振興会代表
委員	榊敏	赤穂市自治会連合会代表
委員	沼田正直	赤穂市老人クラブ連合会代表
委員	木村佳史	赤穂市身体障害者福祉協会(会長)
委員	関尾裕子	赤穂市保育所代表
委員	名和圭子	赤穂市幼稚園代表
委員	塩田進	赤穂市小学校代表
委員	吉田武弘	赤穂市中学校代表
委員	山本俊二	兵庫県立赤穂高等学校代表

計画策定の経過

月 日	項 目	備 考
11月29日(火)	第1回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状の公布 ・ 委員長の選出 ・ スポーツ推進計画(案)の位置づけと趣旨説明
12月 8日(木)	第2回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ推進計画(案)の策定に係る説明及び意見等の集約 ・ 各種提言等のスポーツ推進計画への反映・検討
12月19日(月)	第3回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種提言等のスポーツ推進計画への反映・検討
1月11日(水)	第2回社会教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ推進計画(案)の策定に係る説明及び意見等の集約
1月12日(木)	第1回定例教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ推進計画(案)の策定に係る説明及び意見等の集約
1月13日(金)	第4回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種提言等のスポーツ推進計画への反映・検討 ・ パブリックコメントの実施について
1月16日(月) ~2月15日(水)	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参加に関する条例及び市民参加に関する条例規則に基づき実施
2月17日(金)	第5回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ推進計画(案)に係るパブリックコメント等の報告 ・ パブリックコメントの取扱協議及び意見等の集約